

# 群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業実施要領

制 定	平成25年4月1日	蚕園第1002-2号
一部改正	平成29年4月1日	ブ推第1002-203号
一部改正	平成30年4月1日	ブ推第1002-105号
一部改正	平成31年4月1日	ブ推第21-1号
一部改正	令和2年4月1日	ブ推29-2号
一部改正	令和3年4月1日	ブ推1002-129号

## 第1 趣旨

群馬県産農畜産物等の海外販路拡大を図るため、群馬県内に生産拠点あるいは加工拠点を有する事業者（団体、個人を含む）が、新規海外販路拡大を図るために必要な経費の一部を補助する。

## 第2 事業の内容等

### 1 事業主体

群馬県内に生産拠点あるいは加工拠点を有する事業者（団体、個人を含む）うち、輸出初心者優先する。

### 2 補助対象事業、補助対象品目、補助対象経費及び補助率

#### (1) 補助対象事業

補助対象品目の新規海外販路拡大に取り組む事業

#### (2) 補助対象品目

群馬県内で生産あるいは加工された農畜産物等

（加工食品については、主原料における県産原料の割合が50%以上のものに限る）

#### (3) 補助対象経費

補助対象品目の新規海外販路拡大を図る上での、輸出特有の経費及び新たに輸出を始める足掛かりとなる経費のうち以下に掲げる経費

ただし、他の補助事業（他機関実施事業含む）との併用は認めない。

ア. 知的財産権（商標権、意匠権、特許権等）の保護に要する経費

イ. PR資材作成経費（多言語パンフレット、動画、パッケージデザイン等）

ウ. 食品見本市出展経費

エ. 国際見本市等参加の渡航費

オ. 多言語HP作成費

カ. 輸送資材作成経費（試作、デザイン等）

キ. 選果機器購入経費（非接触糖度計、蜜入りセンサー等）

#### (4) 補助率

1 補助対象経費あたり2分の1以内（上限500千円）

ただし、平成30年度以降における、同一事業主体による同一品目（加工食品（酒類を含む）においては同一主原料）に係る事業について、2回目以降のものについては、

1 補助対象経費あたり3分の1以内（上限200千円）とする。

なお、一度の申請で複数の補助対象経費に係る事業を実施することも可とするが、

1 事業主体における年度当たりの補助上限額は500千円とする。

また、本規定のほか、補助対象経費により別表1の実施回数等の制限を設ける。

#### (5) 補助回数制限

平成30年度以降における、同一事業主体による同一品目（加工食品（酒類を含む）においては同一主原料）に係る事業への補助は、通算3回までとする（一度の申請で

複数の補助対象経費に係る事業を実施した場合は、補助対象経費ごとに1回と数える)。

### 第3 事業の実施手続

#### 1 実施計画書の作成

- (1) 事業を実施しようとする者(以下「事業実施者」という。)は、実施計画書(ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱)を作成する。
- (2) 実施計画書の作成にあたっては、ぐんまブランド推進課の指導を受けて作成するものとする。

#### 2 事業実施計画の承認申請

上記1の実施計画書を作成した事業実施者は、事業実施計画承認申請書(様式第1号)に事業実施計画書、及び各事業に係る次の資料等を添付し、知事に提出する。

- ア. 知的財産権(商標権、意匠権、特許権等):仕様書、参考見積書等
- イ. PR資材作成経費:仕様書、企画書、参考見積書等
- ウ. 食品見本市出展経費:見本市概要、募集要項、参考見積書等
- エ. 国際見本市等参加の渡航費:渡航日程表、参考見積書等
- オ. 多言語HP作成費:仕様書、企画書、参考見積書等
- カ. 輸出资材作成経費:仕様書、企画書、参考見積書等
- キ. 選果機器導入経費:導入機器のカタログ、規格書、参考見積書等

#### 3 事業実施計画の承認

知事は、上記2により提出された事業実施計画書等の内容を審査し、その内容が本事業の趣旨に合致し適正であると認めた場合、その承認を行う。

審査において、過去に本事業を活用したことがない事業者、新規に輸出事業を開始する意思を有する事業者を優先するものとする。

なお、次の項目のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。

- (1) 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までに更に相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。
- (2) 過去に実施した補助事業が、計画に対して相当の効果発現が見られない、若しくは、当該事業で実施した事後において良好と認められないこと。

#### 4 事業実施計画の重要な変更

知事の承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、上記1から3に準じて行うものとする。なお、重要な変更とは、次の(1)及び(2)に該当する場合とする。

- (1) 事業内容の新設又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える変更

#### 5 事業の実施

- (1) 事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年規則第68号)第5条第1項の交付決定(以下「交付決定」という。)に基づき行うものとする。
- (2) (1)の事業の着手にあたっては、入札又は見積合わせを行うなどにより事業費の低減に努めるものとする。
- (3) 事業主体は、事業に着手した場合には、様式第3号に基づき交付要綱第8の遂行状況報告を行うものとする。
- (4) 事業主体は、県の指導及び助言のもとに、事業実施計画に基づいて事業を実施する。なお、事業は単年度内に完了するものとする。

#### 第4 事業の指導推進体制

知事は指導推進体制を整備し、事業実施計画等の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

#### 第5 助成

- 1 知事は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関してはぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱によるものとする。
- 2 補助金の額は、補助事業に要した経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額とする。

#### 第6 その他

- 1 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該金額は切り捨てるものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、知事が別に定める。
- 3 次の様式は、別紙のとおりとする。
  - (1) 群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業計画承認申請書（様式第1号）
  - (2) 群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業計画変更承認申請書（様式第2号）
  - (3) 群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業遂行状況報告書（様式第3号）

#### 附則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成27年1月5日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

要件	実施回数等の制限等
PR資材作成経費	1品目につき、1言語当たり1回とする。
国際見本市等参加の渡航費	補助対象経費は以下の経費とする。 航空券代（エコノミークラス利用・燃油サーチャージ込）、海外宿泊費、国内移動費（公共交通機関に限る）、空港利用税等 また、宿泊費は1人当たり20,000円/泊を上限とする。 ※現地移動費、ガイド料、旅行会社企画料は対象外。
輸送資材作成経費	1品目につき、1資材当たり1回とする。
選果機器導入経費	1品目につき、1機器当たり1回とする。 (同品目に対する同種機器の再導入は不可)

様式第1号

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

宛て

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業計画の承認について（申請）

群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業実施要領第3の2に基づき、別添事業計画を承認されたく申請します。

# 事業計画書

## 1 事業の目的

## 2 事業内容及び事業費負担区分

### (1) 事業計画

事業主体 (代表者)	所在地	事業内容 実施時期	利用場所(国)	備考

### (2) 経費の配分及び負担区分

事業主体	事業費	左の負担区分		備考		
		県費 補助金	自己資金等	課税区分	除税額	うち県費
	円	円	円		円	円

## 3 事業完了予定年月日

## 4 収支予算書

## 5 添付書類

- (1) 事業費の積算基礎(経費支出明細及び請求書又は領収書等の証憑資料の写し)
- (2) 輸出国、品目、目標数量、金額及び輸出相手先に関する資料

6 概算事業費

事業内容	内訳	事業費 (税込)	事業費 (税別)	消費税額	県補助金 額	補助率
		円	円	円	円	
		円	円	円	円	
合計		円	円	円	円	—

補助率：

※参考となる見積書等を提出すること

7 事業の具体的内容

事業概要	【実施内容】 【期待される効果】
輸出品目	
輸出ターゲット国	
PRポイント (差別化のポイント等)	
事業スケジュール	

※事業の概要が分かる資料を添付すること

(知的財産権や見本市の概要が分かる資料、製作物の仕様書、渡航行程表 等)

8 本支援事業活用実績（群馬県産農畜産物等輸出促進緊急支援事業含む）

活用時期	内容	事業費	県費補助金額
		円	円
		円	円
		円	円

9 輸出状況

(1) 現在の状況 (直近年度)

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額 (円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

(2) 今後の輸出計画 (本支援事業活用翌年度以降3年間の計画)

1年目

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額 (円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

2年目

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額 (円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		

3年目

輸出品目	輸出国・地域	輸出量 (kg)	輸出金額 (円)	取引相手	備考
		kg	円		
		kg	円		
合計		kg	円		



様式第2号

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

宛て

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業計画の変更承認について（申請）

年 月 日付け推第 号により承認された標記事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業実施要領第3の4に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

※ぐんまブランド推進事業補助金等交付要綱事業計画書、概算事業費、収支予算書の変更のあった箇所のみ変更前後を対比できるように2段書きするとともに（変更前を上段にカッコ書き、変更後を下段）、必要書類を添付する。

様式第3号

文 書 番 号  
年 月 日

群馬県知事

宛て

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度群馬県産農畜産物等輸出スタート支援事業遂行状況報告書について（提出）

年 月 日付け推第 号により補助金の交付決定を受けた事業について、  
年 月 日現在の遂行状況は次のとおりです。

事業内容	交付決定時 の事業費	事業の遂行状況		事業着手 の年月日	備考
		事業費	出来高		
			%		
			%		
			%		
	合計	合計	%		

※事業内容は、実施要領第2事業の内容等（2）要件ア.～オ.ごとに記載する。

※見積書等必要書類を添付する。

※変更交付決定を受けた場合、変更前後を対比できるように2段書きする（変更前を上段にカッコ書き、変更後を下段）。備考欄に交付決定日と変更交付決定日を記載する。